

「特別委員会のあり方」に係る論点整理（10月6日小委員会確認事項）

① 「政策提言型」の検証と運営のあり方について

【検討項目1】「政策提言型」の今後の方向性について

<論点整理案>

- ・ 特別委員会で「政策提言」を行うこと自身は、来年度以降も継続する方向性とし、そのための改善点を議論する方向でよいか。→【検討項目2、3】
- ・ （試行ではない）「政策提言」の本格実施への移行に向けては、少なくとも、今年度の取組も含めて検証するとともに、任期や設置数の問題、あるいは、より柔軟な特別委員会のあり方など、全体的な検討も含めて議論する方向でよいか。→【検討項目4】

【検討項目2】「政策提言型」の運営について

<論点整理案>

- ・ 「テーマの決め方」「政策提言の取りまとめ方」「時間の制約（議論の回数）」等の運営面で課題があるとの意見（アンケート・ヒアリング）があり、これに対し「①取りまとめに係るルールを少し議論してもよいのではないか」という意見と、「②こうしたルールの議論が一定必要としても、正副委員長の運営能力で対応するのが本来であり、そちらの総括がない中で、まずルールから議論するというのは本末転倒ではないか」との意見があることを踏まえ、取りまとめ等のルールの必要性等、課題への対応案を更に議論することとしてはどうか。
- ・ その上で、閉会中に、特別委員会を開催する事例がでてきていることにより、審議の充実と日程上の議員の負担増のバランス等に配慮する必要もあることから、委員会の全体的な活動内容等も概観・考慮の上、「政策提言型」の全体的な年間の活動計画について見直す点がないかどうかを議論してはどうか。

【検討項目3】「政策提言」の内容の充実と生かし方について

<論点整理案>

- ・ 試行的に行われた「政策提言」は、「執務の参考としていただく」という趣旨で、具体的には、筆頭理事者の部長級職員に送付されたが、その内容と府政への生かし方に対し、次のような視点による指摘があることについて、試行上、あるいは本格導入後のあり方として、検討が必要かどうかを議論してはどうか。

- 1 委員間討議の場での理事者の取扱い
- 2 条例の必要性を提言で採りあげる場合の手法（立法事実の精査、政策調整会議との関係等）
- 3 提言内容を議会として検証する手法（措置状況要求の必要性等）

- ② 特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方について

【検討項目4】特別委員会のあり方（設置数、テーマの設定ほか）

<論点整理案>

- ・ 「政策提言型」の論点整理に基づく検討とともに、来年度以降の特別委員会のあり方について、まずは、府議会として、どのように考えるべきか（基本的な考え方）についての議論を深めた上で、次のような検討が必要かどうかを議論してはどうか。

- 1 緊急事態に備えた柔軟な特別委員会の設置の必要性（必要とする場合には、その手法を含む。）
- 2 1も踏まえ、「政策提言型」を含めた現行の5委員会について
 - (1) 設置数
 - (2) テーマの設定（設定の方法・時期、「政策提言型」とするかどうかの判断・手続、所管事項調査との関係、出席要求理事者が重ならないようにする前提の如何等）
 - (3) 正副議長を除く全議員が参画していることの是非
 - (4) 任期（任期のあり方の検討には、その内容に応じた年間活動計画（提言の時期等）のあり方の検討を含む。）
 - (5) その他